

「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」の開催について

1. 趣 旨

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）では、基礎的な地方公共団体である市区町村の責務として、身近な場所における支援業務を適切に行うことが明示され、施設入所等に至らなかった児童への在宅支援を中心とした、身近な場所で児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされている。

このため、標記ワーキンググループを開催し、改正児童福祉法を踏まえた市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討を行う。

2. 検討事項

次に掲げる事項を中心として調査・検討を行う。

- (1) 市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策
- (2) 市区町村が虐待対応の具体的な支援業務（要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等）を適切に行うために必要な支援方策（ガイドライン）や専門人材の養成及び確保方策
- (3) 要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化
- (4) 市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方

3. 構 成 員

- (1) 構成員は、別紙のとおり。
- (2) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、関係者を招聘することができる。

4. 運 営

- (1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- (2) 庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室において行う。
- (3) 原則として公開とする。

市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ構成員名簿

(五十音順、敬称略)

安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
○井上 登生	医療法人井上小児科医院 院長
奥山 千鶴子	NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長
奥山 眞紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長、 こころの診療部長
加賀美 尤祥	社会福祉法人山梨立正光生園 理事長 山梨県立大学人間福祉学部 特任教授
加藤 曜子	流通科学大学人間社会学部人間健康学科 教授
北村 充	愛知県豊橋市こども未来部こども家庭課主査
後藤 慎司	大分県立二豊学園 園長
佐伯 裕子	三鷹市子ども政策部子育て支援課婦人相談員・母子父子自立 支援員
新澤 拓治	社会福祉法人雲柱社
鈴木 秀洋	日本大学危機管理学部 准教授
高松 絵里子	北海道中標津町町民生活部子育て支援室長
◎松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
吉澤 みどり	渋谷区保健所幡ヶ谷保健相談所保健指導主査
渡辺 好恵	さいたま市子ども育成部子育て支援政策課 子ども総合センター開設準備室主幹

◎：座長、○：座長代理

(合計 15 名)